**【八尾市環境総合計画中間見直しにかかる骨子案】**

令和６年度第１回（第13期第2回）

八尾市環境審議会

令和６年７月31日

資　料　2

**1.　八尾市環境総合計画について**

策定：2021年３月

計画期間：令和３年度(2021年度) ～ 令和10年度(2028年度)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （年度） | 令和3年度（2021年度）～ | 令和7年度（2025年度）～ |
| 令和6年度（2024年度） | 令和10年度（2028年度） |
| 八尾市環境総合計画 | 前期（4年）  計画の目標期間（８年） | 後期（4年） |

**2.　中間見直しにかかる骨子案**

基本理念は維持しながら、前期４年間の評価の上で、社会情勢の変化を踏まえ、成果指標や施策の見直しを実施する。

**①環境指標目標値**

|  |  |
| --- | --- |
| 見直しの検討が必要な指標 | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 市域の温室効果ガス排出量 | 第３次八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合性を合わせた目標値に更新 |
| 市役所の温室効果ガス排出量 | 第４次八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合性を合わせた目標値に更新 |
| 農用地利用集積計画の作成等の件数 | 実態に則した目標値または指標内容の見直しを行う（調整中） |
| 市民環境講座の参加者数 | 実態に則した目標値に更新 |

**②環境施策**

|  |  |
| --- | --- |
| 見直しの検討が必要な方針・施策 | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 基本方針Ⅰ［地球環境］  一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち【施策】１．脱炭素型の生活・事業活動の推進 | 行政の取組み  ・デコ活事業、再配達防止、再エネ、省エネ機器の導入に係る国や府の補助金事業の周知、公共施設のZEB化について明記  市民、事業者の取組み  ・グリーン購入、エネルギーの使用状況を把握（うちエコ診断、省エネ診断等）する旨、明記 |
| 基本方針Ⅰ［地球環境］  一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち【施策】２．気候変動への適応の推進 | 行政の取組み  ・ゼロカーボンシティやお推進協議会について、明記  市民の取組み  熱中症警戒アラート等の情報取得について明記 |
| 基本方針Ⅱ［資源循環］  資源が循環する豊かなまち | 八尾市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る計画改定内容との整合性を確認し、必要に応じて反映（調整中） |

**③地域循環共生圏の施策検討**

|  |
| --- |
| 中間見直しにかかる骨子案 |
| 基本方針Ⅳ［自然環境］における施策『１０　里山の自然や都市近郊農地の活用』等において、地域循環共生圏に関する施策や取り組み指標を明記 |

**④国が策定した第六環境基本計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 第六環境基本計画のポイント | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的 | 現行維持 |
| 「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）の構築 | 地域循環共生圏等の施策や取り組みを明記 |
| 利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組む | 地域循環共生圏等の施策や取り組みを明記 |

**⑤国が策定した生物多様性国家戦略（2023-2030）との整合性の確認**

|  |  |
| --- | --- |
| 生物多様性国家戦略（2023-2030）のポイント | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 生物多様性の損失と気候危機の「２つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ（自然再興）  ※実現に向けた社会の根本的変革を強調 | ネイチャーポジティブ宣言の促進及びゼロカーボンシティやお推進協議会の加入促進について、明記 |
| 30by30  ※2030年までに陸と海の30％以上を保全する目標 | OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の支援について、明記 |
| 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進 | 地域循環共生圏やOECM等の取り組みを通じてネイチャーポジティブの促進について明記 |

**⑥府が策定した大阪府****生物多様性地域戦略との整合性の確認**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府生物多様性地域戦略のポイント | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 自然の恵みに関する意識の向上、自然環境に配慮した行動の促進 | 国の国家戦略と府の地域戦略を踏まえ、市独自の地域戦略の策定について検討する。 |
| 自然環境の持続的な保全の推進、事業者等と連携した保全活動の推進、特定外来生物の防除の推進 |
| 市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築 |

**⑦国が策定した気候変動適応法改正に伴う熱中症対策の検討**

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動適応法改正に伴う熱中症対策のポイント | 中間見直しにかかる骨子案 |
| 熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設 | 行政の取り組みに熱中症警戒アラートなどの情報発信に努める旨、明記  市民の取り組みに熱中症警戒アラートなど、事前の情報取得に努める旨、明記 |
| 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定 | 事業者の取り組みクールスポットの提供を検討する旨、明記 |
| 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定 | 庁内で連携し、熱中症対策に関する啓発に努める旨明記 |

**⑧その他**

・現計画に記載のある事業名、団体名等について、現行の名称に修正